

令和8年度ツキノワグマヘア・トラップ調査業務委託仕様書

1 業務目的

本県では、ツキノワグマ（以下「クマ」という。）地域個体群の長期にわたる安定的な維持と、人身及び農林業被害の軽減を両立させることを目的にクマの保護管理を進めている。

しかしながら、平成12年以降クマの人里への出没が急増しており、大きな社会問題となっている。そのため効果的な対策を講じるためには、クマの移動特性及び地域間の生息密度差を把握してどのようなメカニズムで人里への出没に至るかを明らかにする必要がある。

そこで本業務は、ツキノワグマの人里への出没メカニズムに資する知見を収集するため、情報が不足する地域においてツキノワグマのヘア・トラップ調査を実施し、個体の移動及び生息密度差を把握するものである。

2 委託期間

契約した日～令和8年10月31日

3 調査地

岩手県奥州市および一関市の20地点（別紙参照）

4 業務内容

(1) 基本的事項

ア 受託者（以下「乙」という。）は、業務の遂行に際しては、責任者を設置するものとし、乙は、責任者を設置したときは、委託者（以下「甲」という。）に書面により報告すること。

イ 本業務には危険を伴う作業が多いことから、原則2名以上で作業を実施し、各作業の工程で起こり得る危険は事前に確認し、事故の未然防止を図ること。また、事故が発生した際と発生後の対応についても事前に確認しておくこと。

(2) 作業方法

ア 乙は、甲により定められたメッシュにヘア・トラップ（以下「トラップ」という。）を計20基設置すること。なお、トラップの設置が出来ない場合は、甲、乙協議し、別の位置を選定する。

イ トラップは、1辺を2～4m、地上から25～35cm及び45～55cmの高さに2段の有刺鉄線を張り、辺数は四辺以上とし中心付近の樹木にペットボトルに入れた蜂蜜及びリンゴ2個を取り付けたものとする。また、設置場所の情報を記録として残すため、設置箇所について写真撮影を行い、位置情報をGPSで記録すること。また、トラップは令和8年6月中旬頃から設置し6月下旬頃までに設置を完了すること。なお、トラップの設置が期間内に間に合わない場合は、甲、乙協議し、別の期間を選定する。

ウ 乙は、トラップ設置後、全トラップについて概ね10日間隔で4回見回ること。その際、トラップに体毛の付着が確認された場合には体毛の回収を行うこと。

体毛の回収は、有刺鉄線の針ごとに回収し、体毛の回収した位置等を甲により指示した記録票に記録すること。

エ 乙は、回収した体毛をなるべく乾燥した状態で管理し、甲へ提出すること。

オ 乙は、調査終了後全トラップを回収し、撤収後にあつては現状復帰すること。

(3) 結果の報告等

乙は、トラップの設置場所、回収した体毛の位置、セッショントラップごとの体毛袋数等を取りまとめた報告書を2部を作成し、委託期間内に甲に提出すること。

5 土地への立ち入り等

(1) 乙は、業務を実施するため、国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、甲及び関係者と十分な連絡及び調整を行い、業務が円滑に進捗するよう努めなければならない。

なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに甲に報告し、指示を受けなければならない。

(2) 乙は、業務実施のために植物の伐採、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一次使用するときは、当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者への許可は乙が得るものとするが、甲はこれに協力しなければならない。

6 地元関係者との交渉等

乙は、業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問及び疑義に関する説明等を求められた場合は、甲の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

7 その他

(1) 本仕様書に記載のない事項、又は、疑義を生じた場合は、その都度、甲、乙協議するものとする。

(2) 受託者は本業務実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。また、労働関係法令等の諸法令についても遵守すること。

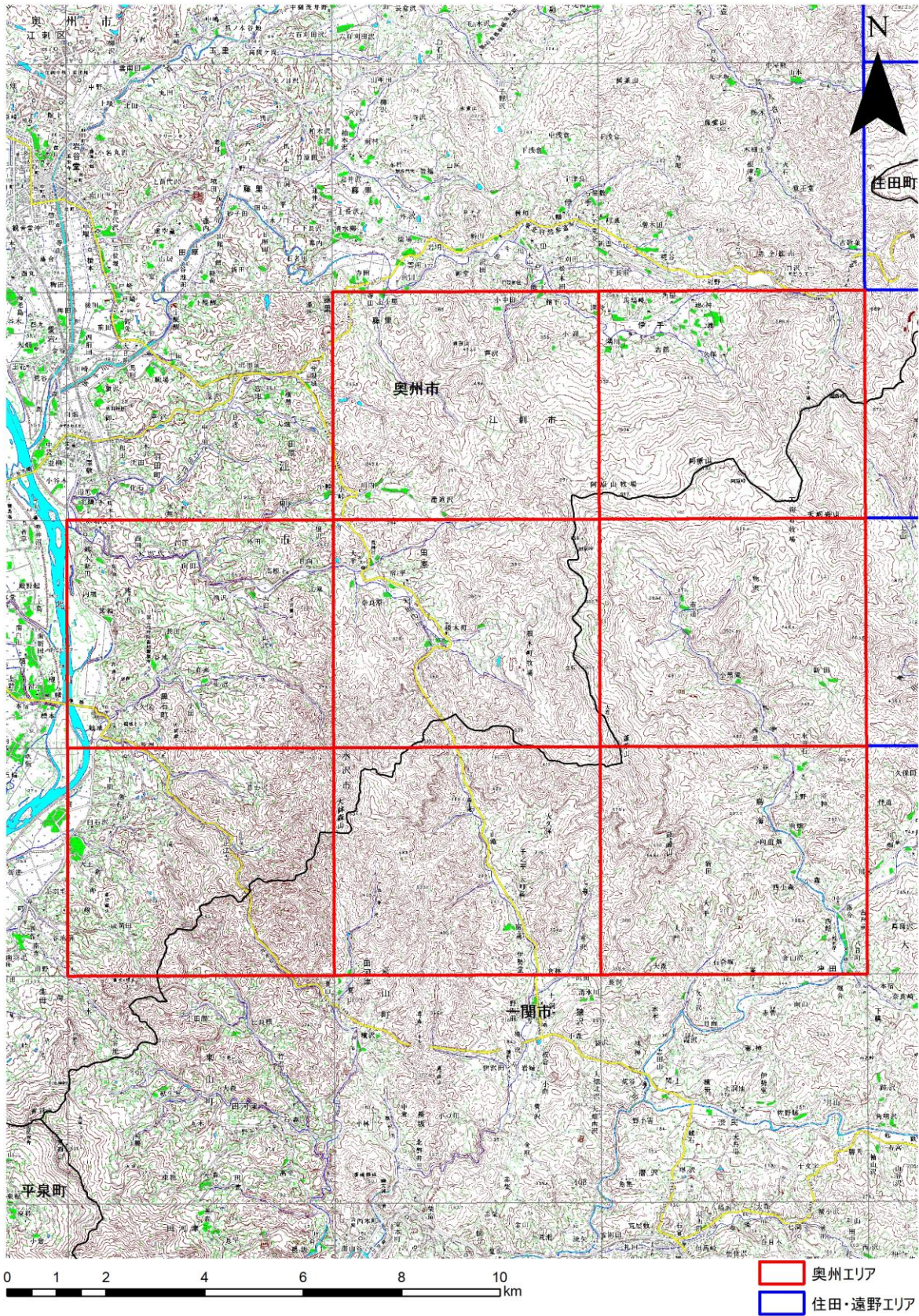


図1 トラップ設置候補地 (20箇所)